

環境省設置法の一部を改正する法律案要綱

1 地方環境事務所の局への名称変更

環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める。(第十二条関係)

2 内部組織についての政令委任

地方環境局の内部組織を、現行の環境省令から、政令で定めるものに変更する。(第十二条関係)

3 施行期日等

(1) この法律は、令和八年七月一日から施行する。(附則第一項関係)

(2) その他関係法律について所要の改正を行う。